平成２２年（フ）第４２３号
栃木県大田原市実取805番地86
債務者　格和　智子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４３３号
栃木県宇都宮市さつき２丁目４番54号
債務者　岡田　康子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４３６号
栃木県宇都宮市西川田５丁目10番13号、前住所栃木県宇都宮市西川田南２丁目29番15号
債務者　白井　明子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４３９号
栃木県矢板市中2003番地１　アイルーム矢板Ｂ303号、前住所栃木県さくら市氏家3523番地62　パークスアヴェニューＣ―102
債務者　田中亜矢子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３４９号
愛知県豊田市鴛鴨町中高根123番地１　レスポワール石川Ｂ―105号
債務者　梶　　幸和
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月９日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４１４号
栃木県宇都宮市竹林町165番地１　ヒューチャー21　Ｂ―201、前住所福島県会津若松市花見ケ丘２丁目６番29号
債務者　小川　弘幸
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４３７号
栃木県宇都宮市横山１丁目13番９号
債務者　岩川　賢一
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４４１号
栃木県鹿沼市千渡1830番地24
債務者　藤井　義一
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４４２号
栃木県鹿沼市千渡1830番地24
債務者　藤井　英子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４４５号
栃木県小山市横倉新田287―３　ヴィラ・ラピュタⅡ302号、住民票上の住所栃木県小山市東城南５丁目35番地７　ランブル天101号
債務者　工藤　貞治
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４５０号
栃木県宇都宮市春日町５番16号　第６鈴木マンション203
債務者　福田　光枝
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１５２０号
横浜市旭区さちが丘119番地４　フェリズ二俣川309号室
債務者　町河　良江（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６７６号
横浜市青葉区千草台34番地16　グリーンハイエスト303
債務者　栗山　　隆
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９３３号
京都市右京区嵯峨広沢御所ノ内町30番地１　広沢市営住宅１棟207号
債務者　髙橋　初乃
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後３時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８９９号
岡山市北区撫川1015番地13、前住所岡山市北区東花尻91番地３
債務者　緋田　　喬
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午前11時35分
岡山地方裁判所第３民事部